

改正

令和6年4月1日市長決裁

令和7年3月26日市長決裁

令和8年3月31日市長決裁

上尾市こどもの居場所づくり応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、こどもが生まれ育った環境に左右されず、社会を生き抜く力を育み、社会的孤立に陥ることのないよう、地域のこどもたちに食事、食材、交流等の場を提供する居場所づくりの取組を応援することを目的として、こどもの居場所の設置及び運営を行う団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、上尾市補助金等交付規則（昭和54年上尾市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) こども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(2) こどもの居場所 次のアからウまでのいずれかに該当する支援を行う場をいう。

ア こども食堂（こどもに対し、食事の提供を主とした支援を実施する場をいう。）における食事の提供

イ フードパントリー（児童扶養手当の受給者が属する世帯及びこどもを扶養している生活困窮者（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第1項に規定する生活困窮者をいう。）が属する世帯を対象として食品を無料で配布する場をいう。）における食品の配布

ウ 衣類、文房具、生理用品その他こどもの生活に必要な物品として市長が必要と認めるものの提供

エ プレーパーク（こどもが自らの責任で自由に遊び、自主性、社会性及び創造性を育むことができる場をいう。以下同じ。）の提供

(補助金の交付を受けることができる者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内においてこどもの居場所の設置及び運営を

行う団体であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 団体の構成員が概ね3人以上であること。
- (2) 団体としての定款又は会則を備えていること。
- (3) こどもの居場所を利用することができる者が市内に住所を有するこども及びその保護者（以下この条において「利用対象者」という。）であること。
- (4) こどもの居場所を利用対象者が利用する場合において、食事の提供、食品の配布、物品の提供及びプレーパークの提供に係る利用料が無料又は当該食事、食品及び物品（プレーパークの提供に必要な物品を含む。）に係る調達費に相当する額を超えない額であること。
- (5) 前条第2号アに掲げる支援を行う場合にあっては、埼玉県鴻巣保健所に開設している旨を届け出ていること。
- (6) こどもの居場所を利用することができる日において、常駐の責任者を配置していること。
- (7) こどもの居場所の設備、周囲の環境、利用時間等に配慮するとともに、利用者及び従業員の事故発生時の補償、賠償等のため保険に加入していること。
- (8) こどもの居場所を利用することができる日をあらかじめ計画し、補助事業の実施期間において、次のアからウまでに掲げる支援の区分に応じ当該アからウに定める月数につき平均1日以上、こどもの居場所を利用することができること。

ア 前条第2号ア及びエに掲げる支援 1月

イ 前条第2号イに掲げる支援 2月

ウ 前条第2号ウに掲げる支援 3月

- (9) 第2条第2号ア及びイに掲げる支援にあっては、これらの支援を行う前に、こどもの居場所の利用者の食物アレルギーの有無を確認することができる体制を整備していること。
 - (10) 第2条第2号エに掲げる支援にあっては、こどもの安全を確保しながら遊びを支援する者を配置すること。
 - (11) 1年以上継続してこどもの居場所を運営する意思及び能力を有すると認められること。
- 2 前項第3号の規定は、利用対象者以外のこども、その保護者及び高齢者、障害者等がこどもの居場所を利用することを妨げるものではない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者は、こどもの居場所を運営する団体並びにその代表者及び従業員がこどもの居場所を運営する事業を実施する場合において、営利活動、宗教活動若しくは政治活動又は公序良俗に反した行為を行っているとき、補助金の交付を受けることができない。

(秘密保持)

第4条 こどもの居場所を運営する団体並びにその代表者及び従業員は、事業を実施する上で知り得た利用者の個人情報等を他に漏らしてはならない。

(補助の対象)

第5条 補助金の交付の対象となる事業及び経費は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業 市内におけるこどもの居場所の設置及び運営に関する事業
- (2) 補助対象経費 前号の事業に要する経費で、次のアからキまでに掲げるもの

ア 食材費

イ 施設の使用料

ウ 消耗品費

エ 印刷製本費

オ 保険料（事故、食中毒等に対応するものに限る。）

カ 旅費

キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

- 2 前項第2号の規定にかかわらず、国、地方公共団体その他の団体からこの要綱による補助金に相当する補助金、助成金等の交付を受けた場合は、当該交付を受けた補助金、助成金等のうち同号に掲げる経費に充当した額を補助対象経費から控除する。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条第1項第2号に掲げる補助対象経費に係る実支出額と10万円とを比較していずれか少ない額とする。

(補助金の交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合には、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 支援が必要なこどもを把握し、必要に応じて関係行政機関等につなげることができるよう努めること。
- (2) こどもの居場所を利用することができる日において、1日につき5人以上の食事の提供、食品の配布、物品の提供又はプレーパークの提供ができるように努めること。
- (3) こどもの居場所の利用者に対するこどもの学習面における支援、レクリエーション活動、相談の場の提供等により、こどもが安心かつ健全に過ごせる環境を確保するよう努めること。
- (4) 市から活動状況の報告及び確認を求められた場合には、協力するよう努めること。

(交付申請書の提出期限)

第8条 規則第5条第1項の交付申請書の提出期限は、10月31日とする。

(交付申請書の添付書類)

第9条 規則第5条第1項第5号に掲げる市長が必要と認める書類は、次の掲げる書類とする。

- (1) 給食施設設置届等の写し
- (2) 補助金の交付を受けようとする団体の誓約書又は定款若しくは会則の写し
- (3) 補助金の交付を受けようとする団体の構成員名簿

2 規則第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の交付申請書には、同項第3号に掲げる書類の添付は、要しない。

(実績報告書の提出期限)

第10条 規則第13条第1項の実績報告書の提出期限は、補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日とする。

(実績報告書の添付書類)

第11条 規則第13条第1項第3号に掲げる市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 写真その他補助事業の実施状況が分かる書類

(補助金の交付時期)

第12条 補助金は、規則第16条第1項ただし書の規定に基づき、規則第8条の規定による補助金の交付決定の通知に引き続いて補助金の交付の決定を受けた者から規則第16条第2項の規定による補助金等交付請求書の提出がなされた後、速やかに交付するものとする。

(関係書類の保管)

第13条 規則第22条の規定により整備する書類及び帳簿は、補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和4年度分の市予算に係る補助金から適用する。

附 則 (令和6年4月1日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行し、この要綱による改正後の上尾市子どもの居場所づくり応援事業補助金交付要綱の規定は、令和6年度の市予算に係る補助金から適用する。

附 則 (令和7年3月26日市長決裁)

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、この要綱による改正後の上尾市こどもの居場所づく

り応援事業補助金交付要綱の規定は、令和 7 年度分の市予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和 8 年 3 月 31 日市長決裁）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の上尾市こどもの居場所づくり応援事業補助金交付要綱の規定は、令和 8 年度分の市予算に係る補助金から適用する。